

— 取附凶伝八 央夕摩小竹 央子云 巽

(貸付を受けられる人)

原則として町内に引き続き3年以上居住している方の子弟で、同種の学資金を他から受けていない方。

(連帯保証人)

町内に引き続き5年以上居住している方。

(この願書と一緒に提出する書類)

1. 学校長の発行する成績証明書
2. 本人、保護者及び連帯保証人の住民票

(貸付条件のあらまし)

1. この貸付金を目的以外に使用することはできません。
2. 毎年学校長の証明する学業成績表(単位修得表)を本会に提出すること。
3. 貸付額は、高等学校等の生徒は月額15,000円、大学等の学生は月額25,000円。
下宿・寄宿等、自宅以外から通学する方は月額10,000円、峰谷・留浦・日原地区に居住している
該当者は、月額5,000円を増額することができます。
4. 返済方法は、分割返済で修学終了後5年以内です。ただし、高等学校より引き続き奨学生であった
大学等の学生は、10年以内となります。
規程・規則等に違反があった場合は、繰り上げ返済となります。
5. 保護者が他の市町村に転出したときは貸付が停止されます。
また、傷病、学業成績、操行等の理由で貸付が停止されることがあります。
6. 休学、復学、転校、住所の異動(連帯保証人を含む)があったときは、ただちに本会に届け出な
ければなりません。
7. 利息は無利息ですが、期日に返済しないと分割返済の利益を失うと同時に違約金を支払うこと
になります。

◎詳しくは事務局にお聞きください。